

より快適に、やさしくなりました！

New!



富士市営住宅 富士見台団地C棟 入居のご案内

子育て世帯
大歓迎！



エレベーターを
新設しました！



お部屋、水回り
設備が新しく
なりました。



通園・通学から
お買い物まで、
徒歩圏内



カメラ付きドア
ホンやLED化で
より安全・快適

申込受付期間

令和8年9月3日（木）～10月30日（金）
（平日 午前8時30分～午後5時15分）

お申込み・お問い合わせ先：静岡県住宅供給公社 富士出張所
（市役所5階南側 ☎（0545）55-2817）

子育て世帯にうれしい、
暮らしやすい住まい



募集する団地

市営住宅富士見台団地C棟

- 所在地：富士市富士見台3-1-3
- 構造・階層：鉄筋コンクリート造
4階建て
(エレベーターあり)
- 募集戸数：28戸(全40戸)
 - ・子育て世帯向け住戸：16戸
 - ・一般世帯向け住戸：12戸

※子育て世帯…18歳未満の子どもがいる世帯



子育てにうれしい住環境！

小学校
徒歩5分

中学校
徒歩12分

保育園徒歩
4分

スーパー
徒歩2分



※お申込み～入居までのスケジュールについては6ページをご覧ください。

改修で生まれ変わった、きれいで快適なお部屋

内装や設備を一新し、明るく、使いやすい住空間になりました。



リビング・ダイニング

床・壁・天井を明るくリニューアル。



キッチン

キッチンも新しくなりました。



洋 室



収 納

※1LDKのみ



ドアホン



浴 室



トイレ



洗面脱衣所



玄 関

その他の
改修ポイント

✓3点給湯器

✓照明をLED化

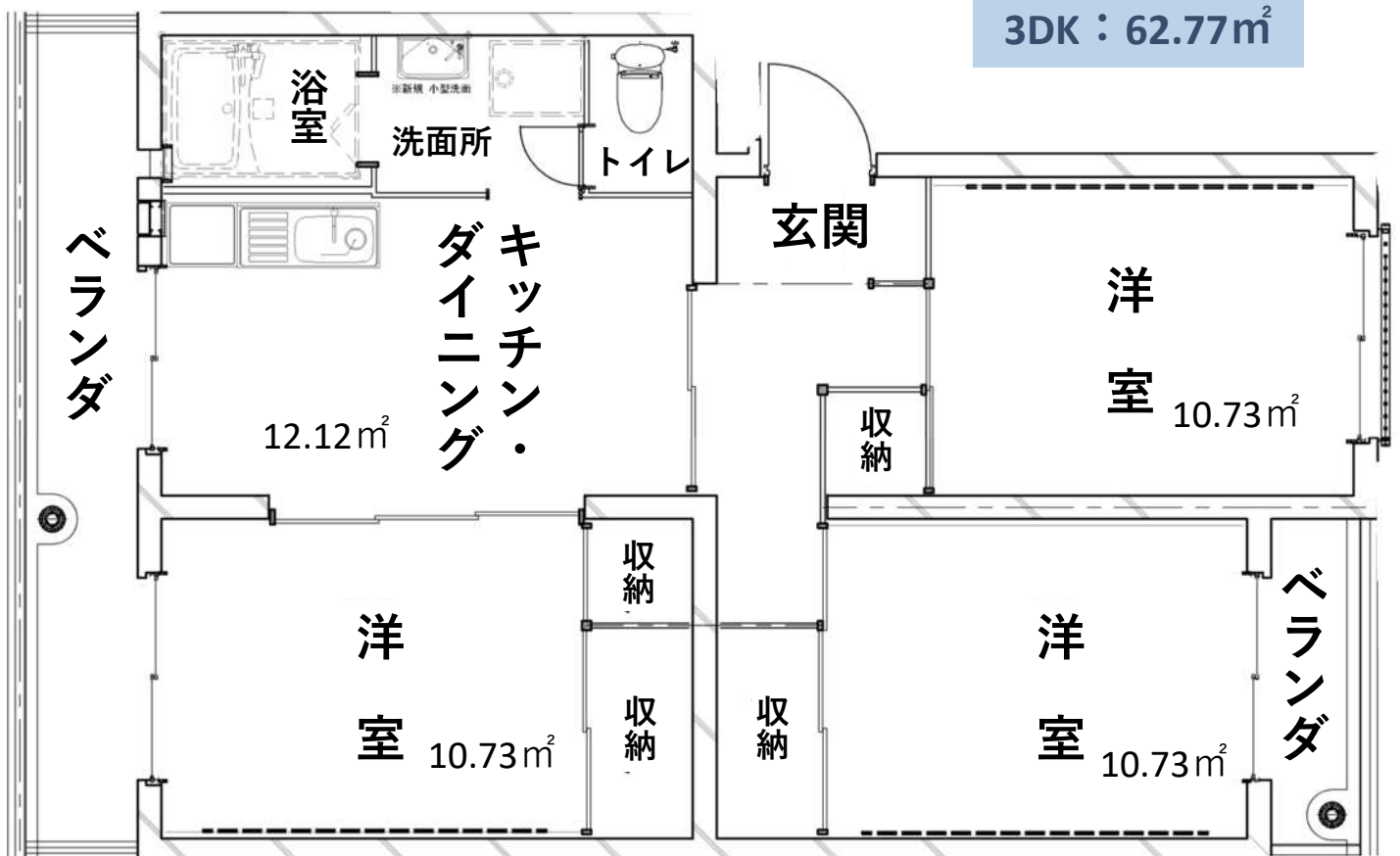
✓共用部もキレイに

※部屋タイプにより仕様が異なります。

2DK : 53.25m²



3DK : 62.77m²



1LDK : 58.015m²



約1分で確認！市営住宅の収入要件シミュレーター

市営住宅には、世帯の収入が一定基準以下であることなどの入居要件があります。

市営住宅の収入要件シミュレーター（QRコード）で簡単に確認できます。

※シミュレーターの判定は目安です。正式な申込資格（7ページ）は、申込時の審査で確認させていただきます



所得区分別家賃

所得区分	1分位	2分位	3分位	4分位	5分位	6分位
2DK	23,200	26,800	30,600	34,600	39,500	45,600
3DK	27,400	31,600	36,100	40,700	46,600	53,700
1LDK	25,300	29,200	33,400	37,700	43,100	49,700

※市営住宅の家賃は、所得区分により決定します。
所得区分については、9ページをご覧ください。



富士見台団地C棟 募集部屋一覧

募集している部屋番号と間取り情報です。

410	3DK	409	2DK	408	3DK	407	3DK	406	1LDK	405	1LDK	404	3DK	403	3DK	402	2DK	401	3DK
310	3DK	309	2DK	308	3DK	307	3DK	306	1LDK	305	1LDK	304	3DK	303	3DK	302	2DK	301	3DK
210	3DK	209	2DK	208	3DK	207	3DK	206	1LDK	205	1LDK	204	3DK	203	3DK	202	2DK	201	3DK
110	2DK	109	3DK	108	3DK	107	3DK	106	1LDK	105	1LDK	104	3DK	103	3DK	102	3DK	101	2DK



■：子育て世帯向け（18歳未満の子どもがいる世帯） 部屋

■：一般世帯向け部屋 ■：募集対象外

入居申込から入居までの流れ

① 入居申込・書類提出：9/3（木）～ 10/30（金）

- 申込資格：申込資格については7ページをご確認ください。
※ご不明な点は、静岡県住宅供給公社富士出張所にお気軽にご連絡ください

② 抽選会：11/5（木曜日） 9：00～

- 抽選会場：消防庁舎7階 大会議室
- 申込者が仕事等の都合で抽選会に来れない場合、代理の方でも問題ありません。
※抽選会后、入居手続きに係る説明会を行います。
- 入居申込が重複しなかった場合は、抽選会を行わず、入居手続きに係る説明会のみ行います。

③ 契約：12/7・8（月・火曜日） 9：00～

- 場所：富士市役所5階 第三会議室
- 契約書類・敷金をご持参ください。
（詳細は11/5の入居手続きに係る説明会にて説明します。）
- 契約手続きが完了した後、鍵をお渡しします。
（書類に不備があった場合はお渡しできません。）
- 無断で欠席した場合は失格になりますのでご注意ください。

④ 入居：1/1（最初の家賃の納期限：2/1）

- 引っ越しについて、日程調整を行います。抽選会後に開催する入居手続きに係る説明会にてご相談ください。

申込資格

○ 申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(8)のすべてに該当する方

(1) 住宅に困窮している方（自家を所有している方(共有名義を含む)や公営住宅（県営・市町営）に既に居住している方は原則として申込みできません。）

(2) 次の①又は②の方

① **現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**（夫婦を分割しての申込み、又は不自然な世帯構成での申込みはできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、入居時点で婚姻する予定の方、及び富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等及び静岡県パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている方は、同居親族に含みます。）

② **下表に記載する单身の方（1LDK、2DK の部屋）**

(3) 富士市内に住所又は勤務先のある方

(4) 市税を滞納していない方（申込世帯全員）

（市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）

(5) 申込者及び同居しようとする親族の過去 1 年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方（算出方法は、9 ページの「収入基準の算出方法」をご覧ください。）

① **一般世帯 月額 158,000 円以下の方**

② **裁量階層 月額 214,000 円以下の方**（「裁量階層」の要件は下表のとおり。）

(6) 緊急連絡先がある方（8 ページの「緊急連絡先の条件等」をご参照ください。）

(7) 暴力団員ではない方（申込世帯全員）

(8) 過去の市営住宅の家賃等の滞納、修繕費の未払いなどがなく、迷惑行為などを起こしたことがない方（申込世帯全員）

上記の单身の方及び裁量階層に関する要件は次のとおりです。

単 身 の 方	一人で生活ができる方、かつ次の①～⑨のいずれかに該当する方。なお、生活できる方には介護等他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みますが、介護状況などを申立書・面接などで確認させていただく場合がありますのでご了承ください。（詳しくは窓口でご相談ください。） ① 満 60 歳以上の方 ② 身体障害のある方（1 級～4 級） ③ 精神障害を有している方（1 級～3 級） ④ 知的障害を有している方（A 及び B 判定） ⑤ 生活保護を受けている方又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方 ⑥ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第 6 項症、または第 1 款症の方） ⑦ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑧ 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から 5 年を経過していない方 ⑨ 平成 8 年 3 月 31 日までの間、国立ハンセン病療養所等に入所していた方
裁 量 階 層	次の①～⑥のいずれかに該当する方 ① 入居者が満 60 歳以上で、かつ同居者のいずれかが満 60 歳以上または 18 歳未満である場合 ② 身体障害のある方（1 級～4 級） ③ 精神障害を有している方（1 級～2 級） ④ 知的障害を有している方（A 及び B 判定） ⑤ 上記の单身の方の要件のうち⑥⑦⑧⑨のいずれかに該当する方 ⑥ 同居者に 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある方がいる世帯（平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれた方）。（ただし、世帯に該当する方がいなくなった場合は裁量階層から外れますので、その時点で月額合計の収入から算出した金額が 15 万 8 千円を超えている場合、収入超過者となり、市営住宅の明渡し義務が生じることになりますので、ご承知ください。）

緊急連絡先の条件等

○ 緊急連絡先の条件

緊急連絡先は、原則として下記の①を含む 2 名が必要です。

- ① 入居者の親族（同居者を除く）
- ② 市内に居住する方（友人・知人でも構いません）

※該当する緊急連絡先がない場合は、利用している介護サービス事業者等でも構いませんので、静岡県住宅供給公社富士出張所（以下、公社と表記）にご相談ください。

○ 緊急連絡先の役割（滞納家賃債務の履行等に係る法的な責任はありません。）

緊急連絡先には、下記の事項等に協力していただきます。

- ・ 入居者に連絡する必要が生じたが、連絡が取れない場合の連絡先
- ・ 入居者が事故又は事件に遭遇した時の状況調査対応
- ・ 入居者が家賃等を滞納した場合の納付催告への協力
- ・ 入居者が法令等に違反した時の対応への協力

○ 緊急連絡先の変更

下記の状態になったときには、直ぐに届出を行ってください。

- ・ 緊急連絡先となった方の氏名や住所に変更があったとき
- ・ 緊急連絡先となった方が死亡したとき

入居に関する留意事項

- ・ 契約された方は、契約の翌月の 1 日から入居可能です。
- ・ 入居決定の場合は、家賃の 3 か月分を敷金として納入していただきます。
- ・ 入居者の方々が共同で使用する階段、集会所、公園、広場、外灯、共同水道、汚水処理施設等の電気料、水道料その他の維持管理に要する費用（自治会で経理）は家賃とは別途負担していただきます。このため、入居後すみやかに団地自治会等に参加していただきます。
- ・ 入居後、団地自治会に参加し自治会で行う敷地内の清掃や草取り等の行事に参加してください。
- ・ 自治会の活動は会員の会費で運営されています。期日までに自治会費を支払ってください。
- ・ **市営住宅内では、犬、ねこ、小鳥等の動物の飼育、預かり、エサやり行為は禁止**です。
- ・ 市営住宅では、原則として居室の照明器具、網戸等は各自持込みです。
- ・ 生活音は避けられないため、お互いに配慮し、トラブル防止に努めてください。なお、入居者間のトラブルには、原則として市及び公社は関与しません。
- ・ 万が一のことを考え、火災保険等に参加することをお勧めします。

駐車場について

- ・ 駐車場の利用を希望する方は、契約時に駐車場使用申込書を提出してください。
- ・ 駐車場使用料は別途 3,300 円／台です。
- ・ 申込みができる方は、申込者又は同居の親族で専ら自己の用に供する自動車を所有する方です。（家賃等を滞納しますと申込みができなくなります。）
- ・ 対象となる自動車は幅 2.0 メートル以内、長さ 5.0 メートル以内、車両重量 2 トン未満のものに限ります。
- ・ 第 2 駐車場があります。必要な方は公社へご相談ください。

収入基準の算出方法

市営住宅の収入要件シミュレーターで
入居要件を確認できます。



申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額(年額)} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{ 万円} + \left[\begin{array}{l} \text{【表1】の年間所得額} \\ \text{から差引く特別控除} \end{array} \right] \right\}}{12 \text{ か月}} = \text{所得区分表の月額で所得区分を判断します。}$$

① 一般世帯 月額 158,000 円以下
② 裁量世帯 月額 214,000 円以下
(裁量世帯の対象は7ページ参照)

【所得区分表】

① 一般世帯（申込みできる所得月額）		② 裁量世帯（申込みできる所得月額）	
所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
1	104,000 円以下	5	158,000 円を超え 186,000 円以下
2	104,000 円を超え 123,000 円以下	6	186,000 円を超え 214,000 円以下
3	123,000 円を超え 139,000 円以下		
4	139,000 円を超え 158,000 円以下		

【表1】年間所得額から差引く特別控除等

基礎控除振替分控除	申込者及び同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円未満である場合は当該合計額	一人につき 10 万円 〔本人の所得の範囲内〕
障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障害者の方（身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等）	一人につき 27 万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する障害者の方（身体障害 1～2 級・精神障害 1 級・知的障害 A 判定の方等） ※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき 40 万円
老人扶養控除(老人控除対象配偶者控除)	70 歳以上で、収入のある方の扶養親族※1 である方（70 歳以上の同一生計配偶者である方）	一人につき 10 万円
特定扶養親族控除	年齢 16 歳以上 23 歳未満で、収入のある方の扶養親族※1 である方	一人につき 25 万円
寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	1 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 年間所得金額が 500 万円以下であること (2) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 子以外の扶養親族※1 (2) 年間所得金額が 500 万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	寡婦 一人につき その人の所得から 27 万円 〔本人の所得の範囲内〕
ひとり親控除	1 主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 (1) その人と生計を一にする子※1 を有すること (2) 年間所得金額が 500 万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親 一人につき その人の所得から 35 万円 〔本人の所得の範囲内〕

※1：年間所得金額が 58 万円以下であること。

<計算例>

夫 給与収入440万円 (所得金額308万円) ☺	妻 パート収入70万円 (所得金額 5万円) ☺	子 17才 ☺	子 14才 ☺	所得区分3
$\frac{(\text{基礎控除振替分 } (308\text{万円} - 10\text{万円}) + (\text{基礎控除振替分 } 5\text{万円} - 5\text{万円}) - \{ (3\text{人} \times 38\text{万円}) + (1\text{人} \times 25\text{万円}) \})}{12\text{か月}} = \text{月額 } 132,500\text{円}$				

申込みに添付する必要書類

	書類の名前	どういう方が必要？	備考（交付する場所など）	必要な書類 に○をつけて ください	そろえたら ○をつけて ください
1	住民票	全員	市民課、一部地域のまちづくりセンター （吉永、大淵、田子浦、富士川、鷹岡） ※マイナンバーカードがあれば、証明書コン ビニ交付サービスに対応しているコン ビニエンスストアでも取得可能です。 ※「方書・続柄・本籍地記載」記載のものを、申込者及び同居しようとする親 族全員分そろえてください。（有効期 間：発行日から3か月）	○	
2	所得を証明する書類 （下記のいずれかを提出）		申込者と18歳以上の入居者全員（18歳未満であっても、収入 のある方はご提出ください。） ※所得のない入居者は、所得課税証明書を提出してください。 （生活保護を受けている方を除く）		
	どちらか 一方を提出	所得課税証明書 ※1	申込者と18歳以上の入 居者全員	市民課、収納課 一部地域のまちづくりセンター （吉永、大淵、田子浦、富士川、鷹岡） ※証明書コンビニ交付サービスでも可能	
		収入証明書	上記のうち、昨年の1月2 日以降に現在の勤め先に勤 めている方	書式は公社窓口でお渡しします。 （証明書の内容は勤務先にて記入）	
3	収入が減ったことを 証明する書類	仕事を辞めたこと等により、上記の証明書の金額から収入が減った方	・退職証明書 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 など		
4	戸籍謄本	・単身者の方 ・結婚予定の方 ・母子、父子世帯の方 （離婚、死別、子の親権等 が記載されているもの） ・世帯分離している夫婦	市民課、収納課 一部地域のまちづくりセンター （吉永、大淵、田子浦、富士川、鷹岡） ※証明書コンビニ交付サービスでも可能		
5	親権者の同意書	未成年で、親権者と離れて 入居を希望する方			
6	単身入居の申立書	一人での入居を希望する 方	書式は公社窓口でお渡しします。		
7	障害者手帳又は療育 手帳	手帳の交付を受けている 方	公社窓口でコピーをとります。		
8	婚約証明書	これから結婚して一緒に 住む方	書式は公社窓口でお渡しします。		
9	パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓書受領証等	パートナーシップやファミ リーシップの宣誓を行い、 受領証等が交付された方	市民活躍・男女共同参画課や静岡県 東部総合庁舎等で申請してください。		
10	生活保護の受給証明	生活保護を受けている方	生活支援課		
11	在勤証明書	市外にお住まいの方 （申込者本人）	勤め先から交付を受けてください。		
12	建物の売買契約書	持ち家を売却した方			

※1：当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録されていた方は、該当する市町村で入手してください。



【メモ】
